


都道府県幸福度ランキング5回連続 No.1!

全国の皆さん、福井市に住んでみませんか



福井市への移住を支援～全国型～

お問い合わせ >> 移住定住推進室 0776-20-5514

支援制度	概要												
移住支援金支給事業【全国型】  ※1 若年夫婦世帯 ⇒いずれかが40歳未満の夫婦であって、子どものいない世帯 ※2 子育て世帯 ⇒中学生以下の子を養育している世帯	内容: 福井市へ移住された方に移住支援金を支給 要件【抜粋】 ①直前の住所が連続して3年以上福井県外であること。 ②18歳以上50歳未満であること。 ③新規卒業者でないこと。 ④申請期間は、転入後15か月以内であり、就業日(テレワークの場合はテレワーク開始日)より3か月未満であること。 ※他要件あり 就業の要件(いずれかに合致すること) ①福井県内に本社、本店のある企業に正規雇用で就業している。 (世帯員の転勤、出向等の転入ではないこと) ②テレワークにより移住元での業務を引き続き行っていること。 ③起業していること。												
	支援内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>40歳未満の単身女性</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>若年夫婦世帯※1</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯※2</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>それ以外の世帯</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> 申請期限:令和6年2月末 ※予算に限りがあるため、期限前に受け付けを終了する場合があります。	区分	支給額	単身世帯	5万円	40歳未満の単身女性	10万円	若年夫婦世帯※1	20万円	子育て世帯※2	30万円	それ以外の世帯	10万円
区分	支給額												
単身世帯	5万円												
40歳未満の単身女性	10万円												
若年夫婦世帯※1	20万円												
子育て世帯※2	30万円												
それ以外の世帯	10万円												

移住する前に、福井市や暮らすはたらくサポートセンターに必ずご相談ください。

福井市への移住を支援～東京圏型～

お問い合わせ >> 移住定住推進室 0776-20-5514

支援制度	概要	支援内容
移住支援金支給事業【東京圏型】 ※東京圏とは 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち以下の地域を除く。 東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村、新島村 埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、長瀨町 千葉県: 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、匝瑳市、香取市、九十九里町、山武市 神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村	内 容: 東京圏※から福井へ移住された方に移住支援金を支給 要件【抜粋】: ①と②を満たし、③～⑥のいずれかを満たしていること ①直近10年間のうち通算5年以上東京23区内に在住または東京圏※に在住し東京23区内に通勤していたこと。 ②住民票を移す直前に、連続して1年以上東京23区内に在住または東京圏※に在住し東京23区内に通勤していたこと。 就業要件 ③「291JOBS」の移住支援金対象企業に就業する。 ④内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する。 ⑤移住元での業務を継続しながら、テレワークにより、勤務する。 ⑥福井市のUIターン移住創業支援事業の交付決定を受けて起業する。 申請期間 転入後3か月以上12か月以内であり、就業して3か月以上経過していること。 ※他要件あり	【単身者】 60万円 【世帯】 100万円 中学卒業までの子1人につき30万円 申請期限:令和6年2月末 ※予算に限りがあるため、期限前に受け付けを終了する場合があります。

起業支援

お問い合わせ >> 商工振興課 0776-20-5325

支援制度	概要	支援内容
熱意ある創業支援事業	<p>内容:地域課題の解決につながる創業に対し、初期費用の一部を補助</p> <p>要件:・市内に主たる事務所を設置すること ・交付申請日の属する年度の前年4月1日から創業日の前日までの間に県外から市内に移住し、創業日から3年間市内に居住する者 ・福井市創業支援等事業計画で定めるセミナーの受講 ※他要件あり</p>	経費の1/2 (上限)100万円
中小企業者等融資制度「創業支援資金」	<p>内容:これから起業する方や、創業して間もない方を支援</p> <p>要件:若者(35歳未満)、女性 2年以内に福井市内に転入 ※他要件あり</p>	融資限度額2,000万円 保証料補給 全額
中心市街地 オフィス立地助成金	<p>内容:中心市街地で空きオフィスを活用する事業者に対し、助成金を交付</p> <p>要件:市に事前に登録されている空きオフィス(面積20㎡以上)を賃借し、従業員2名以上のオフィスを新設する ※他要件あり</p>	<p>家賃補助 : 家賃の1/2(最大3年間)(月額上限) 従業員10人以下 : 10万円 従業員11人~20人: 20万円 従業員21人以上 : 30万円</p> <p>雇用奨励金 : ・新規雇用者1人につき20万円 ・転属者1人につき10万円 (上限)300万円 対象期間: 営業開始後3年間 ※2年目以降は増加した新規雇用者のみ</p>

上記の補助要件のほか、条件がありますので、申請を検討される方は、まずはご相談ください。

農業・林水産業 就業支援

お問い合わせ >> 農業 : 農政企画課 0776-20-5420
林業・水産業 : 林業水産課 0776-20-5430

支援制度	概要	支援内容
農林水産業	<p>U・Iターン者見学補助金</p> <p>内容:本市での農林水産業への就業を目指し、現場を見学に来られる方を対象に、交通費と宿泊費を補助</p> <p>要件:福井市外に住む60歳未満の者 本市での就業を希望している者 ※他要件あり</p>	<p>・福井市までの交通費および宿泊費 ※交通費は居住地ごとに定額 例)東京都11,000円、大阪府6,000円 ※宿泊費は5,000円(上限)</p>
	<p>U・Iターン者奨励金</p> <p>内容:U・Iターンによる新規就業者に対し、住居費等の初期費用を支援</p> <p>要件:就業時又は就業予定時の年齢が60歳未満の者 申請前2年以内に福井市外から市内に転入 ※他要件あり</p>	<p>30万円/年間 (最大2年間) ※林業で世帯で移住した場合は 45万円/年間</p>
農業	<p>経営発展支援事業</p> <p>内容:機械・施設等の導入を支援</p> <p>要件:50歳未満の認定新規就農者 ※他要件あり</p>	<p>上限750万円 (経営開始資金の交付対象者は上限375万円)</p>
	<p>経営開始資金</p> <p>内容:経営開始時の経営確立に向けた資金を支援</p> <p>要件:前年の世帯所得が600万円以下で、50歳未満の認定新規就農者 ※他要件あり</p>	<p>最大150万円/年×3年</p>
	<p>新規就農者経営支援事業(就農奨励金)</p> <p>内容:経営開始時の経営確立に向けた資金を支援</p> <p>要件:50歳以上60歳未満の認定新規就農者 ※他要件あり</p>	<p>(1年目)180万円 (2年目)90万円 (3年目)60万円</p>
	<p>新規就農者経営支援事業(小農具等整備奨励金)</p> <p>内容:小農具等の整備に対して支援</p> <p>要件:非農家出身の認定新規就農者 ※他要件あり</p>	<p>上限50万円</p>
	<p>新規就農者経営支援事業(住宅確保助成金事業)</p> <p>内容:家賃に対して支援</p> <p>要件:県外出身の50歳以上60歳未満の認定新規就農者 ※他要件あり</p>	<p>月額家賃の1/2以内の額 (月額家賃の上限は5.3万円)</p>

就職支援

お問い合わせ>>しごと支援課 0776-20-5321

支援制度	概要	支援内容
「週末就活」(就職支援事業) 対象 県外在住の社会人とその家族 「週末就活」ポータルサイト ※お申込・詳細はポータルサイトから	金曜・土曜日の就職・移住支援プログラム ・希望する就業先(市内民間企業)への企業訪問(3社) ・就職・移住支援制度の紹介 ・生活環境の確認【ご家族(希望制)】 ※1日または1泊2日	プログラム参加にかかる交通費、宿泊料の一部助成 ※交通費は居住地ごとに定額 例)東京都11,000円、大阪府6,000円 ※宿泊費は3,000円(上限) ※ご家族は、別途定める額

福井の就職情報は >>> 「ふくいおしごとネット」、「291JOBS 転職」で検

住まいの支援

※補助を受けるにあたっては、契約前に申請が必要です。
お問い合わせ>>住宅政策課 0776-20-5571

	多世帯で同居・近居したい			
	概要	制度名	内容	補助額
多世帯同居・近居	多世帯で新たに同居 するために家を リフォーム する	多世帯同居リフォーム支援事業	多世帯で新たに同居するためのリフォームに対して補助 【補助金額】対象工事費の1/3または補助額のうち小さいほう ※他要件あり	20万円 居住誘導区域の物件
	多世帯で新たに近居 するために 中古住宅 を取得する	多世帯近居中古住宅取得支援事業	多世帯で同一小学校区内に新たに近居するための中古住宅の取得に対して補助 【省エネリフォーム加算】省エネリフォーム工事費の1/3または20万円のうち小さいほうを加算 ※他要件あり	30万円 近居のみ省エネ加算
新婚・子育て・U・Iターン・被災者向け	今から家を新築したい			
	概要	制度名	内容	補助額
	旧耐震住宅を除却し 新築住宅に建替える	建替住宅取得支援事業	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯が居住誘導区域内で旧耐震住宅を建替える際に補助 【補助対象工事】除却工事(家財処分を除く) ※他要件あり	居住誘導区域に限る 30万円
	空き家を活用して住みたい			
	概要	制度名	内容	補助額
U・Iターン・被災者向け	空き家を 購入 する ※バンク登録物件対象	空き家取得支援事業	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯の空き家の購入に対して補助 【安心R住宅加算】安心R住宅の標章が使用されたリフォーム済みの空き家には30万円を加算 ※他要件あり	30万円 居住誘導区域の物件 60万円 安心R加算 30万円
	空き家を リフォーム する ※バンク登録物件対象	空き家リフォーム支援事業	賃貸住宅の所有者、新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯の空き家のリフォームに対して補助 【補助金額】対象工事費の1/5または補助額のうち小さいほう ※他要件あり	30万円
	空き家を 借りて 住む ※バンク登録物件対象	空き家居住家賃支援事業	新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯に対し空き家の家賃の一部を補助 【補助金額】月額家賃の1/3または補助額のうち小さいほう 【補助期間】最大24か月間 ※他要件あり	2万5千円/月
	家賃支援のある家に住みたい			
	概要	制度名	内容	補助額
	市の 特定公共賃貸住宅 に住む	若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業	県外からU・Iターンして、新たに市営特定公共賃貸住宅に入居する、若年夫婦・子育て世帯の家賃の一部を補助 【補助期間】最大24か月間 ※他要件あり	2万5千円/月

子育て世帯 …18歳未満の子を含む世帯。/**新婚世帯** …入籍後10年未満の夫婦を含む世帯。
自然災害の被災者世帯 …自然災害に起因する災証明書(災害発生から2年を経過しないもの)の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯。
若年夫婦世帯 …夫婦のいずれかが40歳未満の世帯。
旧耐震住宅 …昭和56年5月31日までに着工または建築された一戸建て住宅。
中古住宅 …建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅。
居住誘導区域 …福井市立地適正化計画で定める区域。区域の確認は都市計画課0776-20-5450までお問合せください。

子育て支援

福井市の子育て支援情報
「はぐくむ.net」でチェック！



各種支援制度～様々な支援制度により、子育てをサポートします

主な支援制度	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ・第2子の一部と第3子以降保育料無料 ・地域子育て支援センター(利用料無料、子育て相談、交流の場の提供) ・すみずみ子育てサポート事業 (未就学の児童の一時預かり利用料金補助や家事援助) ・病児・病後児保育、ショートステイ・トワイライトステイ ・在宅育児応援手当 (対象:第2子以降の0～2歳児を在宅で育児する低所得世帯) 	<p>子育て支援課 TEL (0776)20-5270</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校修了相当までの子ども医療費助成 ・児童手当 ・ひとり親支援 	<p>子ども福祉課 TEL (0776)20-5412</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・妊娠・子育てサポートセンター「ふくっこ」(妊娠・出産・子育ての相談) 	<p>福井市健康管理センター TEL (0776)28-1256</p>

ポイント!

保育施設や
放課後児童クラブも
充実!

☆小学生の運動能力
全国 No1 (2019年)

☆学力調査
全国 No3 (2019年)
(福井県の順位)

近年も上位を維持しています

入園・入学等の手続きについて

■ 保育園(認定こども園含む)

お問い合わせ>>子育て支援課 0776-20-5270

- ・年度途中での入園を希望する場合は、「途中入園相談シート」の提出をお願いします。
(様式や締切日等は、子育て支援課のホームページでご案内しています)
- ・2024年4月からの入園の申込期間は、秋ごろの予定です。(子育て支援課のホームページ等でご案内する予定です)

■ 小中学校

お問い合わせ>>学校教育課 0776-20-5350

- ・通学する学校は、住所地により決定します。
- ・本市への転入手続きの後、学校教育課へお越しください。
- ・「学校指定通知書」を発行しますので、入学する学校へ提出してください。
- ・準備物の確認等、学校生活にかかることについては、各学校へお問い合わせください。

■ 児童クラブ

お問い合わせ>>学校教育課 放課後児童育成室 0776-20-5566

- ・留守家庭のお子さんを放課後お預かりします。
- ・随時受付を行っていますので、まずはお電話ください。

相談窓口

オンライン移住相談もやってます!!
詳しくはこちらから



■ 福井市まち未来創造課 移住定住推進室

○所在地:福井市大手3丁目10-1 福井市役所本館3F ○相談時間:8時30分～17時15分
●電話:0776-20-5514 ○E-mail:iju@city.fukui.lg.jp ○休み:土、日、祝日、年末年始

■ 福井市東京事務所

○所在地:東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館5階 ○相談時間:10時～17時
●電話:03-6457-9181 ○E-mail:fukui-tokyo@city.fukui.lg.jp ○休み:土、日、祝日、年末年始

■ 福井暮らしはたらくサポートセンター(福井Uターンセンター)

福井	<p>□所在地:福井市手寄1丁目4-1 アオッサ7階</p> <p>●電話:0776-43-6295 ○相談時間:9時～18時(土曜は17時半まで) ○休み:日、月、祝日、年末年始</p>
東京	<p>□所在地:千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内</p> <p>●電話:03-6273-4322 ○相談時間:10時～18時 ○休み:月、祝日、年末年始</p>
大阪	<p>□所在地:大阪市中央区瓦町2丁目2-14 ふるさと福井移住定住促進機構</p> <p>●電話:06-6226-1688 ○相談時間:10時～17時 ○休み:土(第3除く)、日、祝日、年末年始</p> <p>※第3土曜は、大阪市中央区本町橋2-31 シティプラザ大阪1階 ふるさと回帰センターにて開設。(11時～18時)</p>
京都	<p>□所在地:京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町678 福井銀行京都支店内 ふるさと福井移住定住機構</p> <p>●電話:090-3887-1912 ○相談時間:10時～17時 ○休み:土、日、祝日、年末年始</p>
名古屋	<p>□所在地:名古屋市中村区名駅3-26-8 KDX名古屋駅前ビル13階 福井県名古屋事務所内</p> <p>●電話:052-855-3432 ○相談時間:10時～17時(第3土曜は11時～18時) ○休み:土、日、祝日、年末年始</p>

